

答申第 746 号

令和 2 年 6 月 10 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 15 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 6）（諮問第 790 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、別表 1 に掲げる文書を特定し、別表 2 の非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成 29 年 9 月 19 日付けで、別表 1 に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表 2 の非公開情報欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を、次のとおり非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報から A-4 情報まで、A-6 情報から A-11 情報まで、B-1 情報から B-3 情報まで、C-1 情報、D-1 情報から D-3 情報まで、E-1 情報から E-4 情報まで、F-1 情報、F-2 情報、G-1 情報、H-1 情報から H-4 情報まで、I-1 情報から I-3 情報まで、J-1 情報、J-2 情報、K-1 情報から K-3 情報まで、L-1 情報から L-3 情報まで、M-1 情報から M-3 情報まで、N-1 情報、N-2 情報、N-6 情報、O-1 情報及び P-1 情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に非公開とした。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-5 情報から A-12 情報まで、B-4 情報、D-3 情報、D-4 情報、I-3 情報、L-7 情報、N-3 情報、N-6 情報、P-2 情報及び

P-3 情報については、実施機関の事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とした。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる A-2 情報、A-4 情報、A-13 情報、A-14 情報、B-3 情報、F-2 情報、H-4 情報、J-2 情報から J-4 情報まで、K-2 情報から K-4 情報まで、L-2 情報から L-6 情報まで、M-3 情報、M-4 情報、N-2 情報、N-4 情報、N-5 情報及び 0-1 情報については、公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があるとして条例第 5 条第 6 号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成 29 年 10 月 17 日付けで、本件処分について、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報、B-1 情報、C-1 情報、D-1 情報、E-1 情報、G-1 情報、H-1 情報、I-1 情報、J-1 情報、K-1 情報、L-1 情報、M-1 情報、N-1 情報、N-2 情報及び 0-1 情報

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。

警察官が職務遂行のために与えられた携帯電話番号及び職員番号は、同号ただし書ウに該当する。氏名が非公開であれば、その余の情報につき部分公開すべきである。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-3 情報、B-2 情報、D-2 情報、I-2 情報及び M-2 情報

特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の本籍、生年月日及び体重は、その氏名、住所の一部、年齢等が公表されていること、また、特定事件の重大性を鑑みれば、少なくとも「本籍」の一部（住所のうち

公表されている部分に相当するもの)、「生年」の部分及び「体重」は、条例第5条第1号本文に該当せず、公表情報として取り扱われるべきである。また、「月日」の部分及び「体重」について、これを公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、同号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書イ及びエに該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-4情報及びB-3情報

本件被疑者の犯行状況、特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）の氏名のうち遺族や本人等が公表しているもの、生年、被害状況、死亡確認場所及び死因は条例第5条第1号本文に該当しない。公表されていない本件被害者の氏名等を非公開とした上で、部分公開すべきである。

エ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報からA-11情報まで、D-3情報、F-2情報、H-3情報、H-4情報、I-3情報、K-2情報、K-3情報、L-2情報、N-6情報及びO-1情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、本件被疑者がいかに処遇されているかが分かる情報や本件被疑者がいかなる人物であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、かかる情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるE-2情報

物品、財産等の管理に関する情報は、その管理という財務会計上の行為又は物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対

象となるものだから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。したがって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても、県民の財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当し、同号ただし書エに該当する。

また、かかる情報は、本件被疑者がいかに処遇されているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。また、被疑者の金品出納時の物品を管理することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるE-4情報

申込者の住所及び氏名は、申込者が議員等であれば、公務員の職務遂行情報として、その氏名と共に、当該情報を公開すべきである。また、住所が議員宿舍や事務所等であれば、公務員の職務遂行情報かつ公表情報として同号ただし書イ及びウに該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるF-1情報

本件被疑者以外の被留置者の氏名及び年齢は、これらが公表されている者については、条例第5条第1号ただし書イに該当する。氏名が公表されていない者については、氏名を非公開とした上で、年齢のみを公開しても、特定個人の識別もできず、当該個人の権利利益を害するともいえない。

よって、かかる情報は、同号に該当せず、部分公開決定すべきである。

ク 別表2の区分欄に掲げるF-2情報

本件被疑者以外の被留置者の「身分変動日」欄、「釈放等」欄及び「備考」欄の内容は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者以外の被留置者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。また、被疑者の身分を変更すること及び被疑者を釈放等することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当す

る。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ケ 別表 2 の区分欄に掲げる H-4 情報

あて先又は差出人は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。あて先人及び差出人の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、本件被疑者がいかに処遇されているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当する。また、被疑者の信書の発受を許可又は不許可とすることは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

コ 別表 2 の区分欄に掲げる L-3 情報

「護送体制」欄の護送員の氏名を非公開とした上で、年齢のみを公開しても、特定個人の識別もできず、当該個人の権利利益を害するともいえないから、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。

サ 別表 2 の区分欄に掲げる M-3 情報

本件被疑者以外の被留置者に係る情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者以外の被留置者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。氏名、罪状等が公表されている者については、氏名、罪状等が条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。公表されていない者については、氏名を非公開とした上で、年齢のみを公開しても、特定個人の識別もできず、当該個人の権利利益を害するともいえない。

かかる情報は、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当する。また、被疑者を留置し出場させることは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報

は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-5 情報、D-4 情報及び P-3 情報（以下「本件警電番号」という。）

警察電話の内線番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当しない。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-6 情報から A-11 情報まで、B-4 情報、D-3 情報、L-7 情報、N-3 情報、N-6 情報及び P-2 情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。留置管理業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報については、看守上の注意事項や身体検査の事項などの項目名が、本件処分において明らかになっている現状でも、実施機関の説明するおそれは現実のものとはなっていない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当しない。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる A-12 情報及び I-3 情報

標記の情報から留置主任官等の判断基準や被留置者に係る診断基準を推認することはできず、実施機関が説明するおそれは憶測の域を出ない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当しない。

(3) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-4 情報、B-3 情報、F-2 情報、J-4 情報、K-2 情報、K-3 情報、L-2 情報、L-6 情報及び M-3 情報

標記の情報は、これを公開しても、直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。また、実施機関が説明するおそれも憶測の域を出ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-13情報及びJ-3情報

警部以上の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当するため、捜査員や捜査主任官の氏名であることをもって、同号以外の非公開事由に該当するということは、同号ただし書イの法意を没却ないし潜脱するものであり、具体的に事件関係者等から当該捜査員等に対する報復等が行われようとされている訳ではない場合には、同条第6号には該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-14情報

特定警察署留置場の平面図は、公的施設における平面図であるところ、留置施設という拘禁施設がいかなる構造を有しているかは防災上も重要であり、平面図を明らかにすることによって、施設が地震等で被災した際に安全に避難経路等が確保できるか否かを審査、確認するために、被留置者の基本的人権を擁護する運動に資するための証拠資料として利用することも、条例全体の精神に合致するものというべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

あて先又は差出人は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

マスメディアが、本件被疑者と信書のやり取りをしたことを明らかにした上で同書の内容を報道している現状でも、実施機関の説明するおそれは現実のものとはなっていない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

オ 別表2の区分欄に掲げるK-4情報及びL-5情報

車両番号は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の予防、捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、いわゆる覆面パトカーなどならともかく、護送車であることは外観から一見して明らかであることから、実施機関の説明する

おそれがあるとはいえない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

カ 別表2の区分欄に掲げるM-4情報、N-4情報及びN-5情報

総員及び男女別等の内訳人数、「被留置者数」欄の内容並びに「処遇等」欄の内容は、統計情報であり、現時点で広報を得た者等において実施機関の説明するおそれが現実化していない。例外なく広報している訳ではない以上、特定警察署の被留置者やその人数が明らかになるとはいえない。何らかの推測ができたとしても、憶測の域を出ず、本件においては、相当期間経過後の公開になるから、かかる情報を公開して実施機関の説明するおそれを現実には惹起する者がいたとしても、実施機関のいう容易化や支障が生じるおそれがあるとはいえない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げるN-2情報

「勤務員」欄及び「勤務表」欄の内容は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。犯罪の予防、捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報に含まれる人数は単なる統計情報であって、逃走や奪還を容易にすることなどできない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ク 別表2の区分欄に掲げる0-1情報

「巡回」欄及び「巡視」欄の内容は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。犯罪の予防、捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

対象情報の具体化として、勤務員が巡回し幹部等が巡視することが挙示されており、当該情報を記載していることが明らかになっている現状でも、実施機関の説明するおそれは現実のものとはなっていない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部留置管理課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、A-2情報、B-1情報、C-1情報、D-1情報、E-1情報、G-1情報、H-1情報、I-1情報、J-1情報、J-2情報、K-1情報、L-1情報、L-3情報、M-1情報、N-1情報、N-2情報、O-1情報及びP-1情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影、年齢、職員番号及び携帯電話番号は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、同号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧

等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-3 情報、A-6 情報から A-11 情報まで、B-2 情報、D-2 情報、D-3 情報、E-2 情報、E-3 情報、H-2 情報、I-2 情報、I-3 情報、K-2 情報、K-3 情報、L-2 情報、M-2 情報及び N-6 情報

標記の情報には、本件被疑者の本籍、生年月日、身体特徴、健康状態、前科前歴、犯行状況、性格、家族関係、留置場への入場時や被留置時の様子等が記載されており、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる A-4 情報及び B-3 情報

被疑事実及び犯罪事実の要旨並びにその別表には、特定事件における本件被疑者の犯行状況並びに被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡確認場所及び死因が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害する情報に該当することから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

エ 別表 2 の区分欄に掲げる E-4 情報

申込者の住所及び氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当することから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

オ 別表 2 の区分欄に掲げる F-1 情報及び M-3 情報

標記の情報は、本件被疑者以外の被留置者の氏名、年齢、国籍、生年月日等であり、特定の個人が識別され、若しくは特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

カ 別表 2 の区分欄に掲げる F-2 情報

「身分変動日」欄、「釈放等」欄及び「備考」欄には、本件被疑者及び本件被疑者以外の被留置者の留置等の月日、釈放等の理由、移送先等が記載されており、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げるH-3情報

信書種別には、本件被疑者が発受した信書の名称が記載されており、あて先又は差出人を公開することにより、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

ク 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

あて先又は差出人には、本件被疑者が発受した信書のあて先又は差出人の住所、氏名等が記載されており、本件被疑者の信書の発受状況が明らかになることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

ケ 別表2の区分欄に掲げるJ-4情報

J文書は、被留置者を留置場から出入場させる際に作成される文書であり、「理由」欄には本件被疑者が出場した理由、「出先」欄には本件被疑者が出場した場所、「出場後の短時間理由」欄には本件被疑者が出場した時間が概ね30分以内の短時間であった場合におけるその理由が記載されている。これらは、いずれも本件被疑者に対する捜査状況、処遇等に関する情報であることから、本件被疑者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっているため、本件処分において条例第5条第1号ただし書イにより公開

されているものの、本件被疑者の出場した理由、出場した場所及び出場時間が短時間であった理由は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

コ 別表 2 の区分欄に掲げる P-2 情報

P 文書は、本件被疑者の動静を留置管理課においても把握する必要があるため、同課の担当係員が特定警察署の管理担当係員から定期的に報告を受け、把握した本件被疑者の情報を記録して作成された文書である。「動静」欄には、留置施設内、護送中等の本件被疑者の動静が詳細に記載されていることから、本件被疑者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

そして、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっているため、本件処分において条例第 5 条第 1 号ただし書イにより公開されているものの、本件被疑者の留置施設内、護送中等の動静は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-5 情報、D-4 情報及び P-3 情報

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務

における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報

(第2面)の「看守上の注意事項」欄には、本件被疑者の前科前歴、疾病負傷関係、心理状態、性格、家族関係等が記載されており、具体的な記載内容を公開すれば、被留置者を看守する上で注意している事項が明らかとなり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-7情報

(第3面)の身体検査等の内容には、本件被疑者の身体特徴、健康状態、危険物隠匿状況等が記載されており、その詳細な内容を公開すれば、どのような検査を行っているのかが明らかとなり、被留置者に危険物等を隠匿される等、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるA-8情報

(第4面)の食料、処方薬投薬、運動、入浴等の内容には、本件被疑者の食料需給、服薬、入浴等の状況が記載されている。留置施設内では、被留置者の処遇の統一化と規律の保持のため、一定の日課時限を定めている。本件被疑者の留置施設内での動静及び処遇を公開すれば、将来にわたって被疑者等に留置施設内の状況や勤務体制、被留置者の通常の行動等を知らしめることにより、逃走及び外部への通謀等、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるA-9情報

処遇調査関係の「身体特徴・健康状態」欄、「危険物の所持の状況」欄及び「備考」欄には、本件被疑者に係る身体特徴、健康状態等について記載されており、その内容を公開すれば、被留置者の処遇についての判断基準が明らかとなり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるA-10情報

(第5面)の「要旨」欄及び「措置」欄には、本件被疑者の新規入場時の動静、日課時限の補完措置等についての要旨及び措置結果が記載されており、これを公開すれば、将来にわたって被疑者等に留置施設内の状況や勤務体制、被留置者の通常の行動等を知らしめることにより、逃走及び外部への通謀等、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるA-11情報

特異情報認知報告書の「特異動向等」欄及び(第6面)の「動静内容等」欄には、本件被疑者の特異動向についての具体的な状況及び動静内容が記載されており、公開することにより、将来にわたって被疑者等に留置施設内の状況や勤務体制、被留置者の通常の行動等を知らしめることにより、逃走及び外部への通謀等、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるA-12情報及びB-4情報

標記の情報には、被留置者の特異動静についての判断基準(評価)や特異被留置者に指定した理由に関する情報が含まれており、これを公開すると、被留置者が特異被留置者の指定を逃れる言動をするおそれがあり、特異被留置者に指定すべき被留置者を指定の必要がないものと判断した場合には、被留置者が留置施設内の平穏な共同生活や秩序を乱す行為をするなど、留置施設内の規律や秩序の維持に影響を与えるため、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるD-3情報

「被疑者関係」欄には、捜査主任官が留置主任官へ留置依頼をする際の、本件被疑者の前科・前歴、健康状態、宗教上の注意等の留意事項が

記載されており、公開することにより、留置時の被留置者に対する留意事項が明らかとなり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 別表2の区分欄に掲げるI-3情報

症状、診察結果及び投薬内容には、本件被疑者の定期健康診断時の症状、診察結果並びに薬の名称、投薬時刻及び投薬状況が記載されており、留置主任官は、健康診断の結果又は被留置者の言動、外見的所見等を総合的に判断し、必要と認める場合には医師等による診療を行っているため、公開することにより、被留置者の診療基準が明らかとなり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 別表2の区分欄に掲げるL-7情報

「指示事項」欄には、被留置者の護送に当たり、護送に従事する護送員に対し、護送の申告を受けた幹部が専門的な観点から指示した護送業務を適正に遂行するために必要な個別具体的な注意事項等について記載されている。かかる情報が公開されれば、護送業務において警察が配意する事項が明らかとなり、護送中の被留置者の逃亡、被留置者の関係者等による被留置者の奪還や接触を容易にするおそれがあるなど、護送に係る留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

シ 別表2の区分欄に掲げるN-3情報

「指示・注意事項」欄には、被留置者の看守に当たり、看守勤務員に対し、留置施設の巡視を行った幹部が専門的な観点から指示した看守業務を適正に遂行するために必要な個別具体的な留意点について記載されている。かかる情報が公開されれば、看守業務において警察が留意する事項が明らかとなり、被留置者が看守勤務員の目を欺く行動をするなどし、留置施設内の規律や秩序の維持に影響を与えるため、看守に係る留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ス 別表 2 の区分欄に掲げる N-6 情報

「被留置者」欄には、本件被疑者等の被留置中の言動等が記載されており、公開することにより、勤務員が被留置者のどのような言動に注意しているか等が明らかとなり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

セ 別表 2 の区分欄に掲げる P-2 情報

「動静」欄には、本件被疑者の留置先である特定警察署から主管課である留置管理課に定時報告を実施した内容が記載されている。P 文書の本件被疑者の動静を公開することにより、将来にわたって被疑者等に留置施設内の状況や勤務体制、被留置者の通常の行動等を知らしめることにより、逃走及び外部への通謀等、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

(3) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-2 情報及び J-2 情報

A 文書の「逮捕日時等」欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、本件被疑者を逮捕した警察官のものである。逮捕に従事した警察官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

また、J 文書に記載された被留置者出入りの要請者の氏名は、特定事件に限らず犯罪捜査に従事する捜査員の氏名の場合があるため、公開することにより、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該捜査員の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、同号に該当する。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-4 情報及び B-3 情報

被疑事実及び犯罪事実の要旨並びにその別表には、特定事件について、本件被疑者の犯行状況並びに被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡確認場所及び死因が記載されており、公開することにより、詳細な犯行状況及び被害状況が明らかとなり、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる A-13 情報及び J-3 情報

捜査主任官の氏名は、特定事件を主体的に処理し、各捜査員を指揮する警部の階級にある捜査員のものである。事件を直接指揮する立場である捜査主任官は、被疑者等からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、あるいは事件関係者等からの直接又は間接の不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられ、さらには捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

エ 別表 2 の区分欄に掲げる A-14 情報

特定警察署留置場平面図は、留置施設の平面図であるところ、これを公開することにより、留置施設内の構造及び管理状況等が明らかになれば、被留置者の逃走及び関係者による奪還につながる可能性があり、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

オ 別表 2 の区分欄に掲げる F-2 情報

「身分変動日」欄、「釈放等」欄及び「備考」欄には、本件被疑者及び本件被疑者以外の被留置者の留置等の月日、釈放等の理由、移送先等が

記載されており、公開することにより、特定警察署等における捜査の進捗状況が推測され、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

あて先又は差出人には、本件被疑者が発受した信書のあて先又は差出人が記載されており、公開することにより、本件被疑者と関係のあるあて先又は差出人に対して嫌がらせをする等、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるJ-4情報

「理由」欄、「出先」欄及び「出場後の短時間理由」欄には、被留置者を留置場から出場させる捜査上の理由及び関係場所が記載されており、公開されれば、本件被疑者に対する捜査状況が明らかとなり、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるK-2情報

「人相・着衣」欄には、本件被疑者の身長、体重、体格、顔型、頭髪及び眼鏡について記載されているところ、これらは、本件被疑者及び実施機関しか知り得ない情報であり、公開することにより、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるK-3情報

「引継事項」欄には、本件被疑者の動静、特癖及び所持品が記載されており、これらが公開されれば、護送時の本件被疑者の動静等が明らかとなり、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

コ 別表 2 の区分欄に掲げる K-4 情報及び L-5 情報

車両番号は、警察車両のうち、被留置者の護送に使用する護送用車両の登録番号である。

被留置者の護送に使用する護送用車両は、赤色灯等の装備があるほか、制服警察官が運転するため、一見して警察車両であることは明らかであるが、警察車両のうち、どの車両が護送車であるかは明らかにしていない。被留置者の護送に使用する護送用車両の車両登録番号が公開されれば、被留置者の関係者等による被留置者の奪還や接触を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

とりわけ、特定事件のような社会的反響の大きい事件の被疑者である本件被疑者に対しては、殊更に反感や憎悪を抱き、本件被疑者の護送に使用した護送用車両（以下「本件護送車」という。）の襲撃を企図しようとする者も存在することが懸念される。したがって、本件護送車の車両登録番号が明らかになれば、本件被疑者を護送中であるか否かにかかわらず、本件護送車に対する破壊行為等による妨害や同乗する警察官、他の被疑者に対する攻撃等により、個人の生命、身体等の安全が脅かされることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

サ 別表 2 の区分欄に掲げる L-2 情報

「被護送者」欄には、前科前歴の有無について記載されており、特定事件の捜査の結果判明した、本件被疑者及び実施機関しか知り得ない情報であるところ、これを公開することにより、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

シ 別表 2 の区分欄に掲げる L-3 情報

「護送体制」欄の氏名及び年齢は、警部補以下の階級にある護送員の氏名及び年齢が記載されており、公開することにより、今後、被留置者等から嫌がらせを受けるなど、当該護送員の生命、身体等の安全を脅か

す犯罪を誘発する可能性がある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ス 別表2の区分欄に掲げるL-4情報

「護送体制」欄のけん銃及び警棒は、護送員の着装するけん銃及び警棒について記載されており、公開されれば、関係者による被留置者の奪還、護送の妨害等を容易にすることから、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

セ 別表2の区分欄に掲げるL-6情報

「護送目的」欄及び「護送先内容等（詳細）」欄には、本件被疑者の移送先名称及び所在地が記載されており、公開されれば、特定事件の捜査状況が明らかとなり、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公判の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ソ 別表2の区分欄に掲げるM-3情報、N-2情報、N-5情報及びO-1情報

標記の情報には、特定警察署の留置施設における処遇、本件被疑者以外の被留置者の人数等や看守勤務員の人数、休憩時間、巡回状況等に関する情報が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定警察署の留置施設の状態や勤務体制が明らかとなり、被留置者の関係者等による被留置者の奪還、接触、物品の授受等を容易にし、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

タ 別表2の区分欄に掲げるM-4情報及びN-4情報

標記の情報には、特定警察署における日別の被留置者数、男女別等の内訳、護送予定件数や被留置者の勤務引受時の人数、新規留置者の人数、移送・釈放された人数等に関する情報が記載されている。警察は事件の被疑者を逮捕した場合、原則として報道機関に広報を実施することから、広報された被疑者の情報と日報に記載された情報を突き合わせると、特定警察署の留置施設に留置されたか否かを推測することができる。かかる情報が公開されれば、特定警察署の被留置者やその人数が明らかとな

り、被留置者の関係者等による被留置者の奪還、接触、物品の授受等を容易にし、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

本件行政文書は、留置施設及び被留置者に関する業務を所管している実施機関が、特定事件に関し、本件被疑者を特定警察署の留置場に留置した際に、留置に当たっての諸手続、面会、信書、通院、護送等被留置者の処遇並びに被留置者を管理する看守勤務員の勤務状況及び監視状況に関連して作成された文書を管理していたものである。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、留置施設及び被留置者に関する業務を所管していることから、特定事件の発生により本件被疑者が留置された後に作成された文書しか保管しておらず、特定事件発生前の行政文書は存在しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書を確認すべ

き旨主張するが、実施機関は、留置施設及び被留置者に関する業務を所管していることから、特定事件の発生により本件被疑者が留置された後に作成された文書しか保管しておらず、特定事件発生前の行政文書は存在しなかったとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もともと、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号の該当性について、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、A-2情報、B-1情報、C-1情報、D-1情報、E-1情報、G-1情報、H-1情報、I-1情報、J-1情報、J-2情報、K-1情報、L-1情報、L-3情報、M-1情報、N-1情報、N-2情報及びP-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影、年齢、職員番号及び携帯電話番号であることが認められる。したがって、かかる情報は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表さ

れる予定もないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、警部補以下の階級にある警察官の印影、職員番号及び携帯電話番号について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、印影については、特定事件の留置に関して作成された行政文書は特定警察署で作成されたことが前提である以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。また、職員番号については、職員個人を特定するため便宜的に各職員に指定される番号であって、人事管理上保有する職員等の身分取扱いに関する情報にすぎず、当該個人が公務員等であっても、公務員等の職務の遂行に関する情報には該当しないことから、かかる主張を認めることはできない。さらに、携帯電話番号については、公務用ではなく私用の個人の携帯電話の番号であることから、かかる主張を認めることはできない。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-3情報、A-6情報からA-11情報まで、B-2情報、D-2情報、D-3情報、E-2情報、E-3情報、H-2情報、H-3情報、I-2情報、I-3情報、J-4情報、K-2情報、K-3情報、L-2情報、L-6情報、M-2情報及びP-2情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、本件被疑者の本籍、生年月日、身体特徴、健康状態、前科前歴、犯行状況、性格、家族関係、留置場への入場時や被留置時の様子、移送先等であり、かつ、いずれも本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開されてい

るものの、標記の情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、本件被疑者の本籍、生年月日及び体重について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、かかる情報のうち、「本籍」の一部（住所のうち公表されている部分に相当するもの）、「生年」部分及び「体重」について、同号本文に該当しない旨主張するが、同人独自の見解に過ぎず、採用することはできない。また、本件被疑者の生年月日のうち、「月日」部分及び「体重」について、公開したとしても、本件被疑者の正当な利益を害するおそれはないとして部分公開すべき旨主張するが、部分公開を規定している条例第6条第2項は、特定の個人を識別できる部分を非公開とした上で、その余の部分が個人の権利利益を害するおそれがない場合に部分公開できることを定めており、本件にあつては、既に本件被疑者の氏名が公開されている以上、「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分」を除くことを前提とする同項の適用の基礎を欠くものであると言わざるを得ない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-4情報及びB-3情報

当審査会が確認したところ、被疑事実及び犯罪事実の要旨並びにその別表には、特定事件の本件被疑者の犯行状況並びに被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡確認場所及び死因が記載されていることが認められる。

本件被疑者の犯行状況は、本件被疑者の氏名とともに記載されているため、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡確認場所及び死因は、個人

に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開されているものの、標記の情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるE-4情報

申込者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるF-1情報

本件被疑者以外の被留置者の氏名及年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

カ 別表 2 の区分欄に掲げる F-2 情報

当審査会が確認したところ、本件被疑者の「備考」欄には、本件被疑者の移送先が記載されており、本件被疑者以外の被留置者の「身分変動日」欄、「釈放等」欄及び「備考」欄には、本件被疑者以外の被留置者の留置等の日時又は月日、釈放等の理由、移送先等が記載されていることが認められる。

本件被疑者の移送先は、本件被疑者の氏名とともに記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

本件被疑者以外の被留置者の留置等の日時又は月日、釈放等の理由、移送先等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開されているものの、標記の情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

キ 別表 2 の区分欄に掲げる H-4 情報

当審査会が確認したところ、あて先又は差出人には、本件被疑者が受信した信書の差出人の住所、氏名等が記載されており、本件被疑者の信書の受信状況が明らかになるとともに、差出人の情報でもあることが認められる。

本件被疑者の信書の受信状況は、本件被疑者の氏名とともに記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

差出人の住所、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開されているものの、標記の情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ク 別表 2 の区分欄に掲げる N-6 情報

当審査会が確認したところ、「被留置者」欄には、本件被疑者等の被留置中の言動等が記載されている。かかる情報は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ケ 別表 2 の区分欄に掲げる M-3 情報及び 0-1 情報

標記の情報について、実施機関は、前記 4 (1) ア及びオのとおり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)オのとおり、同条第 6 号に該当するため、同条第 1 号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

条例第 5 条第 4 号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-5 情報、D-4 情報及び P-3 情報

当審査会が確認したところ、本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記 3 (2) アのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる A-12 情報及び B-4 情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、被留置者の特異動静についての判断基準（評価）及び特異被留置者の指定理由に関する情報であることが認められる。これを公開すると、特異被留置者に指定される被留置者の傾向が明らかとなることで、被留置者が特異被留置者の指定を逃れる言動をするおそれがあり、特異被留置者に指定すべき被留置者を

誤って指定の必要がないものと判断した場合には、当該被留置者が留置施設内の平穏な共同生活や秩序を乱す行為をするなど、留置施設内の規律や秩序の維持に影響を与える可能性があるため、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるL-7情報

当審査会が確認したところ、「指示事項」欄には、被留置者の護送に当たり、護送に従事する護送員に対し、護送の申告を受けた幹部が専門的な観点から指示した護送業務を適正に遂行するために必要な個別具体的な注意事項等について記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、護送業務において警察が配意する事項が明らかとなり、護送中の被留置者の逃亡、被留置者の関係者等による被留置者の奪還や接触を容易にするおそれがあるなど、護送に係る留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるN-3情報

当審査会が確認したところ、「指示・注意事項」欄には、被留置者の看守に当たり、看守勤務員に対し、留置施設の巡視を行った幹部が専門的な観点から指示した看守業務を適正に遂行するために必要な個別具体的な留意点について記載されている。かかる情報が公開されれば、看守業務において警察が留意する事項が明らかとなり、被留置者が看守勤務員の目を欺く行動をするなどし、留置施設内の規律や秩序の維持に影響を与えるため、看守に係る留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報からA-11情報まで、D-3情報、I-3情報、N-6情報及びP-2情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(2)イからキ、ケ、コ、ス及びセのとおり、いずれも条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)イ及びクのとおり、同条第1号に該当するため、

同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-2情報

「逮捕日時等」欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、本件被疑者を逮捕した警察官のものである。逮捕に従事した警察官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-13情報及びJ-3情報

当審査会が確認したところ、捜査主任官の氏名は、特定事件を主体的に処理し、各捜査員を指揮する警部の階級にある捜査幹部のものであると認められる。事件を直接指揮する立場である捜査主任官は、被疑者等からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官本人、

ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、あるいは事件関係者等からの直接又は間接の不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられ、さらには捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-14情報及びL-4情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、留置施設の平面図並びに護送員の着装するけん銃及び警棒に関する情報であることが認められる。これを公開すると、留置施設内の構造及び管理状況並びに護送員の装備品の装着状況が明らかになり、被留置者の逃走、被留置者の関係者による奪還、護送の妨害等につながる可能性があり、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるK-4情報及びL-5情報

当審査会が確認したところ、車両番号は、本件護送車の登録番号であり、本件護送車には、被留置者の護送に使用する専用車両（以下「護送専用車」という。）のほかその代替えとして使用する警察車両（以下「護送代替車」という。）を使用していると認められる。護送専用車は、外見上、赤色灯等の装備があり、制服警察官が運転していれば、一般的に警察車両であることは認識できるかもしれないが、護送専用車であることは識別できるものではないことから、その車両番号は明らかにしていないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。一方、護送代替車は、その本来の用途、例えば警ら活動、検問、交通取締り等で使用している場合と護送の用途で使用している場合があることが認められる。護送専用車と同様に一般的に警察車両であることは認識できるかもしれないが、護送の用途で被留置者を護送中であることは識別できるものではないことから、護送の用途で使用し、今後も使用する可能性のあ

る場合には、その車両番号を明らかにしていないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、かかる情報が公開されれば、被留置者の護送に使用する車両の登録番号が明らかとなり、被留置者の関係者等による被留置者の奪還、接触、物品の授受等を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

とりわけ、特定事件のような社会的反響の大きい事件の被疑者である本件被疑者に対しては、殊更に反感や憎悪を抱き、本件護送車の襲撃を企図しようとする者も存在することが懸念されることから、かかる情報が明らかになれば、本件被疑者を護送中であるか否かにかかわらず、本件護送車に対する破壊行為等による妨害や同乗する警察官、他の被疑者に対する攻撃等により、個人の生命、身体等の安全が脅かされることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があることが認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるM-3情報、N-2情報、N-5情報及びO-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、特定警察署の留置施設における処遇、本件被疑者以外の被留置者の人数等や看守勤務員の人数、休憩時間、巡回状況等に関する情報であることが認められる。これを公開すると、特定警察署の留置施設の状態や勤務体制が明らかとなり、被留置者の関係者等による被留置者の奪還、接触、物品の授受等を容易にし、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

カ 別表2の区分欄に掲げるM-4情報及びN-4情報

標記の情報は、特定警察署における日別の被留置者数、男女別等の内訳、護送予定件数や被留置者の勤務引受時の人数、新規留置者の人数、

移送・釈放された人数等に関する情報であることが認められる。警察は事件の被疑者を逮捕した場合、原則として報道機関に広報を実施することから、広報された被疑者の情報と日報に記載された情報を突き合わせると、特定警察署の留置施設に留置されたか否かを推測することができる。かかる情報が公開されれば、特定警察署の被留置者やその人数が明らかとなり、被留置者の関係者等による被留置者の奪還、接触、物品の授受等を容易にし、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

キ 別表2の区分欄に掲げるA-4情報、B-3情報、F-2情報、H-4情報、J-2情報、J-4情報、K-2情報、K-3情報、L-2情報、L-3情報及びL-6情報標記の情報について、実施機関は、前記4(3)ア、イ、オからケ、サ、シ及びセのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)ア、イ、ウ、カ及びキのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、そ

のような社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるのは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条を適用してまで公開する公益上の必要があるとは認められず、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことに裁量の逸脱はない。

(6) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性(条例第5条各号)、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性(条例第3条第1項)やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分において特定された文書一覧		
番号	文 書 名	略 称
1	被留置者名簿（特定警察署）	A 文書
2	特異被留置者指定（解除）簿（特定警察署）	B 文書
3	国選弁護人制度確認引継書	C 文書
4	留置依頼書（特定警察署）	D 文書
5	被留置者金品出納簿（特定警察署）	E 文書
6	被留置者名簿索引簿（特定警察署）	F 文書
7	被留置者面会簿（留置管理課及び特定警察署）	G 文書
8	被留置者信書発受簿（特定警察署）	H 文書
9	被留置者診療簿（特定警察署）	I 文書
10	被留置者出入簿（特定警察署）	J 文書
11	被護送者名簿（特定警察署）	K 文書
12	護送計画書（甲）（特定警察署）	L 文書
13	被留置者管理日報（特定警察署）	M 文書
14	看守勤務日誌（特定警察署）	N 文書
15	移動監視表（特定警察署）	O 文書
16	定時確認報告表（留置管理課）	P 文書

別表 2

原処分における非公開情報一覧			
文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
A文書	A-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)
	A-2	逮捕警察官の氏名	第1号(個人識別情報) 第6号
	A-3	被留置者(本件被疑者)の本籍、生年月日及び指印	第1号(個人識別情報)
	A-4	被疑事実及び犯罪事実の要旨並びにその別表	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号
	A-5	警察電話の内線番号	第4号柱書
	A-6	(第2面)の「看守上の注意事項」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第4号柱書
	A-7	(第3面)の身体検査等の内容	
	A-8	(第4面)の食料、処方薬投薬、運動、入浴等の内容	
	A-9	処遇調査関係の「身体特徴・健康状態」欄、「危険物の所持の状況」欄及び「備考」欄	
	A-10	(第5面)の「要旨」欄及び「措置」欄	
	A-11	特異情報認知報告書の「特異動向等」欄及び(第6面)の「動静内容等」欄	第4号柱書
	A-12	(第3面)の「留置主任官等判断」欄	
	A-13	捜査主任官の氏名	
	A-14	特定警察署留置場平面図	
B文書	B-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)
	B-2	被留置者(本件被疑者)の本籍及び生年月日	
	B-3	被疑事実の要旨	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号
	B-4	「指定理由」欄	第4号柱書
C文書	C-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)

文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)	
D文書	D-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)	
	D-2	本件被疑者の本籍及び生年月日		
	D-3	「被疑者関係」欄(本件被疑者の本籍及び生年月日を除く。)	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第4号柱書	
	D-4	警察電話の内線番号	第4号柱書	
E文書	E-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)	
	E-2	現金の金額及び内訳内容並びに物品の品目、数量及び「備考」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報)	
	E-3	被留置者(本件被疑者)の指印		
	E-4	申込者の住所及び氏名	第1号(個人識別情報)	
F-1	本件被疑者以外の被留置者の氏名及び年齢			
F文書	F-2	「身分変動日」欄、「釈放等」欄及び「備考」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号	
	G-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影及び職員番号	第1号(個人識別情報)	
H文書	H-1	警部補以下の階級にある警察官の印影		
	H-2	被留置者(本件被疑者)の指印		
	H-3	信書種別		
I文書	H-4	あて先又は差出人	第1号(個人識別情報) 第6号	
	I-1	I-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)
		I-2	被留置者(本件被疑者)の生年月日及び「備考」欄の体重	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報)
		I-3	症状、診察結果及び投薬内容	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第4号柱書

文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
J文書	J-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号(個人識別情報)
	J-2	要請者の氏名	第1号(個人識別情報) 第6号
	J-3	捜査主任官の印影	第6号
	J-4	「理由」欄、「出先」欄及び「出場後の短時間理由」欄	
K文書	K-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影、職員番号及び携帯電話番号	第1号(個人識別情報)
	K-2	「人相・着衣」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号
	K-3	「引継事項」欄	
	K-4	車両番号	第6号
L文書	L-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影及び携帯電話番号	第1号(個人識別情報)
	L-2	「被護送者」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号
	L-3	「護送体制」欄の氏名及び年齢	第1号(個人識別情報) 第6号
	L-4	「護送体制」欄のけん銃及び警棒	第6号
	L-5	車両番号	
	L-6	「護送目的」欄及び「護送先内容等(詳細)」欄の移送先	
	L-7	「指示事項」欄	第4号柱書
M文書	M-1	警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号(個人識別情報)
	M-2	室番01(本件被疑者)の生年月日	
	M-3	本件被疑者以外の被留置者に係る情報	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第6号
	M-4	総員及び男女別等の内訳人数	第6号

文書	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
N文書	N-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び 印影	第1号(個人識別情報)
	N-2	「勤務員」欄及び「勤務表」欄	第1号(個人識別情報) 第6号
	N-3	「指示・注意事項」欄	第4号柱書
	N-4	「被留置者数」欄	第6号
	N-5	「処遇等」欄	
	N-6	「被留置者」欄	第1号(個人識別情報又は個人非識別情報) 第4号柱書
O文書	0-1	「巡回」欄及び「巡視」欄	第1号(個人識別情報) 第6号
P文書	P-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名	第1号(個人識別情報)
	P-2	「動静」欄	第4号柱書
	P-3	警察電話の内線番号	

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 15 日	○ 諮問
令和元年 6 月 21 日 (第 189 回部会)	○ 審議
7 月 30 日 (第 190 回部会)	○ 審議
8 月 23 日 (第 191 回部会)	○ 審議
9 月 30 日 (第 192 回部会)	○ 審議
10 月 18 日 (第 193 回部会)	○ 審議
11 月 25 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 25 日 (第 194 回部会)	○ 審議
12 月 2 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
12 月 25 日 (第 195 回部会)	○ 審議
令和 2 年 3 月 27 日 (第 197 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和2年6月10日現在) (五十音順)